

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 26 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年11月2日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和3年5月3日 熊本市中央区大江地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 軽乗用車	377,146円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和3年5月31日 熊本市東区湖東地内	個人 (車両所有者) 軽貨物車	278,520円	
3	令和3年7月5日 熊本市西区花園地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	91,630円	
4	令和3年8月25日 熊本市中央区内坪井町地内	学校法人加寿美学園 (車両所有者) 中型乗用車	282,150円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相 手 方 の 車 両 等	和 解 事 項
5	令和2年9月5日 上益城郡嘉島町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。